

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		利用許可の取消し等
根拠条例・規則名		さいたま市博物館条例
条 項		第 9 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 博物館（電話：048-644-2322）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>次のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき</p> <p>(2)利用許可の条件又は職員の指示に違反したとき</p> <p>(3)管理上特に必要があると認められるとき</p> <p>(4)この条例又は条例に基づく規則に違反したとき</p>
	設定等年月日	平成 1 6 年 3 月 5 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		